**令和7年度（２０２５年度）**

**熊本県観光産業復興による雇用創出事業業務委託仕様書**

１　委託業務名

　　令和７年度（２０２５年度）観光産業復興のための雇用創出事業業務委託

２　本業務の目的

新型コロナウイルスの感染拡大、物価高騰等の影響により、観光関連業界の経営環境はかつてない厳しい事態に直面している。さらに、深刻な人手不足状態が続いており、事業の継続が懸念されている。これらの課題を解決するためには、観光関連事業者の経営力を強化し、経営改善を図ることが必要。このため、経営者に対して、観光経営塾やコンサルティング等を実施するとともに、観光関連事業に従事する労働者や求職者に対して、キャリアアップ支援や雇用の安定を促進する合同就職面談会及び業界の魅力を発信するセミナーを同時開催することで、地域雇用の創出と構造的課題の解決を目指す。

３　本業務の履行期間

　契約締結日～令和８年（２０２６年）３月１３日（金）

４　委託業務の内容

　委託業務の内容は次のとおりとする。

（１）経営者を対象とした観光経営塾・コンサルティングの実施

　　　観光関連事業者の経営力の強化及び経営改善を図るため、観光関連産業経営者等を対象とした、観光経営塾やコンサルティングを実施。

　　①　開催場所

　　　　熊本県内

　　②　開催回数等

＜観光経営塾＞

　　　　２時間程度の講座を計６回以上実施

　　　＜コンサルティング＞

　　　　企画提案の内容により、必要な回数

　③　参加対象者

　　　　観光関連産業経営者等

　　④　実施内容

　　　ア　観光経営塾・コンサルティングの企画立案

　　　　　・課題・ニーズの把握、観光経営塾のテーマ選定、講師の選定、日程設定（観光関連事業者の参加を促せる日程）などの企画・立案すること。

　　　　　・企画の内容及び講師の案を審査会（プレゼンテーション）で提案する

こと。

・講師については、経営者等の講師としての実績や経営改善につながった事例を明記しのうえ提案すること。

・テーマ・講師選定・日程については、委託者である県と協議のうえ、決定すること。また、講師の選定については、観光関連産業等にヒアリングを行ったうえで、県と協議すること。

　なお、観光経営塾のテーマには、経営改善、労働環境改善、DXなどの生産性向上による省力化、採用担当者のスキルアップを含むこと。

　　　イ　観光経営塾・コンサルティング開催のための準備

　　　　　講師との事前調整、会場確保、当日使用する資料の作成など、セミナー開催準備に係る一切の業務を行うこと。

　　　ウ　参加者の募集

　　　　　県内観光事業者の経営者に幅広く働きかけるため、チラシの制作や配送、ＷＥＢ広報など、広く広報し参加者を募ること。

　　　エ　観光経営塾・コンサルティングの運営

観光経営塾当日の参加者受付、進行管理など、観光経営塾の運営に係る一切の業務や、コンサルティングの運営に係る一切の業務行うこと。

（２）観光関連産業のイメージ向上に繋がる取組みの実施

　観光関連産業のイメージ向上及び後述の合同就職面談会への参加者の増を繋がる取組みについて具体的に提案すること。

　なお、提案内容には観光関連産業について学ぶ専門学校（料理等）と連携した取組みを含むこと。

（３）採用に関するスキルアップに繋がる取組みの実施

　（１）の観光経営塾に加え、採用マニュアルの作成など、採用担当者のスキルアップに繋がる取組みを具体的に提案すること。

（４）合同就職面談会の実施

　　　県内の観光関連事業者と観光関連産業就職希望者との面談会を主催すること。

　　①　開催場所

　　　　熊本県内

　　②　開催回数

　　　　４回以上

　　③　参加対象者

　　　　熊本県及びその近郊に在住する者で熊本県内の観光関連産業への就職を希望する者

　　④　参加企業

　　　　熊本県内に本社、支社及び事業所などを有する観光関連事業者

　　⑤　実施内容

　　　ア　合同就職面談会の企画立案

　　　　・開催する合同就職面談会は、県内観光関連事業者と県内観光関連産業への就職を希望する者とのマッチングを支援するものとし、その実施内容を企画・立案すること。企画内容の案を審査会（プレゼンテーション）で提案すること。

・求職者が参加しやすい時間帯、場所、内容を工夫し、ＰＲ方法も含め、参加者（求職者）を確保するための仕掛けを十分に検討すること。

・就職・転職相談、履歴書の書き方、面接での話し方講座など、求職者のスキルアップを図る取組みを具体的に提案すること。

・会場内に参加企業のPRブースや参加企業と求職者が交流できるスペースを設けるなどの工夫を行うこと。

・面談会参加者向けの職場訪問、職場体験等を実施すること。

　　　イ　合同就職面談会開催のための準備

合同就職面談会開催のための会場確保、会場設営、運営スタッフの手配、当日使用する資料の作成など、イベント開催準備に係る一切の業務を行うこと。

　　　ウ　参加者の募集

　　　　　　第２新卒者やシニア層、県外からのＵＩＪターン就職希望者を含む幅広い就職者に働きかけるため、チラシの制作や配送、ＷＥＢ広報など、広く広報し参加者を募ること。

　　　エ　参加企業の募集

　　　　④に該当する企業へ働きかけ、合同就職面談会参加企業を募集する｡

　　　オ　合同就職面談会の運営

　　　　　合同就職面談会当日の参加者受付、進行管理など、合同就職面談会運営に係る一切の業務を行うこと。

　　　カ　その他、良質な雇用に繋がる取組みを具体的に提案すること。

（５）他業種との合同就職相談会への出展

観光関連産業以外の業種との合同就職相談会へ３回以上出展すること。なお、うち２回は県外の地域で開催されるものとすること。

（６）観光関連業界の魅力発信セミナーの実施

　　 他業種就活フェア等への出展協力、県がその他の本内容に伴う企画等へ出展する場合は、資料の準備等への協力を行うこと。

　観光関連産業への求職者の増及び（４）の参加者の増に繋がる、業界の魅力を発信するセミナーを実施すること。

　なお、（４）と同時開催することとし、テーマや講師の案について提案すること。

（７）参加者アンケートの実施

　　　本業務の効果等を把握するため、（１）～（６）の取組みの参加企業及び

参加者に対し、アンケートを実施し、集計・分析を行うこと。

（８）本業務利用者のフォローアップ

　　　本業務による就職決定者を把握するため、（１）～（６）の取組みに関し利用を確認した者のフォローアップを行うこと。

　　　なお、就職決定者の把握方法、管理方法については、委託者である県と協議のうえ決定すること。

（９）事業コーディネーターの設置

　　　（１）～（６）の業務を行うにあたり、専門の事業コーディネーターを１名以上配置し、各取組みに相乗効果が見いだせるように展開すること。

（１０）業務のスケジュール

　　　業務開始の際、委託者と受託者が協議のうえ、業務全体のスケジュールを作成すること。

（１１）業務状況の月例報告

　　　ア　前月の業務が終了したら速やかに業務の遂行状況について報告を行うこと。なお、報告する内容は次のとおりとする。

　　　　　・観光経営塾および経営改善コンサルティングの実施計画・実施状況

・合同就職面談会の実施計画・実施状況

　　　　　・ＷＥＢ等広報の実施計画・実施状況

　　　　　・本業務の利用者のフォローアップ（就職決定）状況

　　　イ　業務の開始の際、委託者と受託者が協議のうえ、報告方法を決定すること。

５　本業務の成果

　「４　委託業務の内容」に対し、次の活動指標を成果とする。

　ア　活動指標

1. 「４　委託業務の内容」（１）〈観光経営塾〉への参加者数

　:延べ６０社以上(但し、令和７年１１月末までに３９社以上)

1. 「４　委託業務の内容」（１）〈経営改善コンサルティング〉の開催回数

:１社以上、計６回程度

③「４　委託業務の内容」（４）〈合同就職面談会〉及び（５）〈他業種との合同就職相談会〉への参加者数

:１５０名以上（合計）(但し、令和７年１１月末までに９６名以上)

1. ①～③の取組みを通じた就職決定者数（良質な雇用※）

：１３名以上（但し、令和７年１１月末までに９名以上）

|  |
| --- |
| ※「良質な雇用」の基準は以下の要件を全て満たす労働者とする。  (ｱ) 正社員の場合  次のa 及びb を満たすことをいう。なお、以下の「所定内給与額」と  は、きまって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた  額をいい、賞与は含まないものとする。  a 就労期間における所定内給与額の１ヶ月当たりの平均額が、平均所定内賃金月額基準額一覧（以下「基準額一覧」という。）」に定める都道府県ごとの基準額以上であること。※熊本県：197.8千円  b 月平均所定外労働時間が20 時間以下であること。  (ｲ) 非正規雇用労働者の場合  次のa 及びb を満たすことをいう。  a 就労期間において支払われた所定内給与額の１ヶ月当たりの平均  額が次に掲げる計算式により算出された数を上回っていること。  「基準額一覧」に定める基準額  × （当該非正規雇用労働者の週所定労働時間／同一の事業主に雇用  される正社員の週所定労働時間）  b 月平均所定外労働時間が次に掲げる算式をもって計算した数を下  回っていること。  20 時間  ×（当該非正規雇用労働者の週所定労働時間／同一の事業主に雇用  される正社員の週所定労働時間）  なお、短時間正社員の場合は上記(ｲ)の「非正規労働者」を「短時間正社員」  に読み替えて計上すること。 |

　イ　対象業種

　　　アの対象となる業種は次のとおりとする。次の業種以外の業種に関する成果は、本業務の成果とはならないため留意すること。

○観光関連産業、食料品関連産業

　　 ※観光関連産業とは、宿泊業・飲食サービス業、情報通信業、運輸業・郵便業、生活関連サービス業・娯楽業が対象

※食料品関連産業とは、製造業、卸売業、小売業が対象

６　実績報告書

（１）業務完了後、次の書類等を提出すること。

　　①業務完了届（別紙様式８）

　　②実績報告書＜様式任意＞

　　　実施時期、数量（人件費含む）、内容等について記載。

　　③成果物

　　　紙媒体及び電子媒体（ＣＤ－ＲＯＭ）をそれぞれ提出すること。

　　④精算報告書（別紙様式９）

※精算報告書の根拠となる証拠書類を併せて提出すること（②実績報告　書で確認できるものについては不要）。

※人件費については、出勤簿や報酬台帳等を備え、その状況を明らかにす

ること。

（２）提出期限

　　　令和８年（２０２６年）３月１３日（金）

７　委託料について

　業務遂行後、業務の実績額が委託料を下回ったときは、その精算額をもって委託料とする。

８　特記事項

（１）無料サービスの原則

　　　本業務により提供するサービスについては、利用者に金銭的負担を生じさせないことを原則とする。

（２）秘密の保持等

　　　受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、委託者の承諾なしに、業務の処理過程において得られた記録等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

（３）個人情報の保護

　　　受託者は、契約の履行に当たって、別添「個人情報取扱特記事項」を遵守する。

（４）権利義務の譲渡等

　　受託者は、委託者の承諾なしに、契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、

又は請け負わせてはならない。

（５）再委託等の制限

　　　受託者が本業務の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ県に対して書面により再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、再委託先に対する管理方法等必要事項を報告し、承諾を得なければならないものとする。

　　　なお、再委託を行う場合は、コーディネート業務は受託者が行うものとし、再委託者との事業の連携・運営管理を行うものとする。

（６）損害のために必要を生じた経費の負担

　　業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のため

に必要を生じた経費は、受託者が負担する。

（７）旅費、謝金に関する規定の整備

　委託事業の中で支払われる旅費、謝金は、根拠規定を整備するものとする。

（８）委託費に占める人件費の割合

　　　契約締結委託費の５０％以上を、人件費に充てるものとする。

（９）対象外経費

　　　①人件費及び事業費に定率を乗じた「一般管理費」

　　　②備品類の購入経費（備品は基本リース又はレンタルにより対応）

（１０）本委託業務の経理の別について

　　この業務に係る経費を明らかにするために、他の経理と明確に区分して、

会計帳簿及び証拠書類を整備するものとし、本委託業務が終了した日の属す

る会計年度の終了後５年間、これを保存しておかなければならない。

（１１）本業務の引継ぎ

受託者は、本業務に係る契約の終了後、他者に本業務の引継ぎを行う必要が生じた場合には、利用者の利便性を損なわないよう必要な措置を講じ、円滑な引継ぎに努めるものとする。具体的な方法については、受託者と県の協議によることとする。

（１２）権利の帰属

本業務により作成された資料等に係る著作権は、原則として委託料の支払

いが完了したときをもって委託者から県に移転するものとする。

　　また、受託者が委託料により購入した備品等のうち、県が指定したものに

ついては、本業務に係る契約が終了したときをもって、県に帰属するものと

する。

９　特記事項

（１）委託期間中及び期間の終了後において、委託者が必要と認める場合は、受託者に対しこの業務に関し必要な報告を求め、又はその職員が受託者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。

（２）当仕様書に定めのない事項、又は当仕様書に定める業務の実施に当たって必要な詳細事項及び疑義が生じた場合は、遅滞なく委託者及び受託者が協議し解決するものとする。

（別添）

個人情報取扱特記事項

　（基本的事項）

第１　乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第２条第１項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

　（秘密の保持）

第２　乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

　（責任体制の整備）

第３　乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者等の届出）

第４　乙は、この契約による個人情報の取扱いに係る責任者（以下「個人情報保護責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「作業従事者」という。）を定め、書面により甲に報告しなければならない。

２　乙は、個人情報保護責任者又は作業従事者を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

３　乙は、定めた個人情報保護責任者又は作業従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

　（保有の制限）

第５　乙は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、甲の指示を受け又は事前の承諾を得た上で、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

　（安全管理措置）

第６　乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の安全管理のため、ＢＣＣ（ブラインド・カーボン・コピー）によるメール送付の徹底、複数の職員による確認やチェックリストの活用、適正なサイバーセキュリティ水準の確保等の措置その他必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（作業場所の特定）

第７　乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所を明確にし、あらかじめ書面により甲に報告しなければならない。

　（利用及び提供の制限）

第８　乙は、甲の指示又は事前の承諾がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

　（複写又は複製の禁止）

第９　乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、甲の指示又は事前の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

　（持出しの制限）

第１０　乙は、甲の指示又は事前の承諾がある場合を除き、この契約による業務に関し取り扱う個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

　（再委託の禁止）

第１１　乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者（乙に子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）がある場合にあっては、当該子会社を含む。以下同じ。）にその処理を委託してはならない。

２　乙は、甲の承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。

　（派遣労働者の利用時の措置）

第１２　乙は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合は、当該派遣労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

２　前項に規定する場合において、乙は、甲に対して、当該派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

　（資料等の返還等）

第１３　乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙が保有した個人情報が記録された資料・電子媒体等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。また、乙が管理する機器等に記録された電子情報については、適正に消去・廃棄した旨の報告を書面で提出するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

　（作業従事者への周知）

第１４　乙は、作業従事者に対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項及び個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第１７６条又は第１８０条の規定に該当した場合は罰則の適用があることを周知するものとする。

　（指示・報告）

第１５　甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は本特記事項の遵守状況等、必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

　（実地調査）

第１６　甲は、必要があると認めるときは、乙における管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について随時実地に調査することができる。

　（事故発生時の対応）

第１７　乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を報告し、甲の指示に従わなければならない。

２　乙は、前項の漏えい等の事故が発生した場合には、被害拡大の防止、復旧、再発防止等のために必要な措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。

３　甲は、第１項の漏えい等の事故が発生した場合には、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除及び損害賠償）

第１８　甲は、乙が本特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。